



県章

山形県公報

平成30年1月12日(金)
第2909号

毎週火・金曜日発行

目次

訓 令

○山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令……………(人 事 課) ……14

告 示

- 土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定……………(水大気環境課) ……15
- 指定管理者の指定……………(みどり自然課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 指定居宅介護支援事業者の指定……………(同) ……16
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 指定管理者の指定……………(観光立県推進課) ……同
- 同……………(インバウンド・国際交流推進課) ……同
- 種畜証明書の交付……………(畜産振興課) ……同
- 民有保安林の指定の解除……………(林業振興課) ……17
- 県道の供用の開始……………(村山総合支庁北村山建設総務課) ……同
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……18
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……19
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……20
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 眺望景観資産の指定……………(県土利用政策課) ……同
- 同……………(同) ……21
- 指定管理者の指定……………(都市計画課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(空港港湾課) ……同
- 同……………(同) ……22
- 同……………(建築住宅課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 道路の位置の指定……………(置賜総合支庁建築課) ……同
- 同……………(同) ……23
- 開発行為に係る工事の完了……………(同) ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会 計 局) ……同

教育委員会関係

告 示

- 指定管理者の指定……………24
- 山形県指定有形文化財の指定……………同
- 平成13年5月県教育委員会告示第10号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部改正…同

選挙管理委員会関係

告 示

- 昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部改正……………25
- 平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号（公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設）の一部改正……………同

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………（村山総合支庁総務課）…同

訓 令

山形県訓令第1号

庁 中
出 先 機 関

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程（昭和28年12月県訓令第49号）の一部を次のように改正する。

別表第3産業経済部の項農村計画課の項土地改良法に関すること（農村整備課で所掌するものを除く。）。の項総合支庁部長専決事項の欄第9項中「（第87条の3第6項において準用する場合を含む。）」を削り、同欄第10項中「第87条（第87条の3第6項）」を「第87条第1項及び第5項（第87条の3第7項及び第88条第6項）」に改め、同欄中第22項を第24項とし、第12項から第21項までを2項ずつ繰り下げ、同欄第11項中「第87条の3」を「第88条」に改め、同項を同欄第13項とし、同欄第10項の次に次の2項を加える。

11 第87条の3第1項、第2項及び第6項の規定による土地改良事業計画の決定等に関すること。

12 第87条の3第7項において準用する第87条の2第8項の規定による公告に関すること。

別表第3産業経済部の項農村計画課の項土地改良法に関すること（農村整備課で所掌するものを除く。）。の項総合支庁課長専決事項の欄第7項中「第113条の2第2項」を「第113条の3第2項」に改め、同部の項農村整備課、西村山農村整備課、北村山農村整備課及び西置賜農村整備課の項土地改良法に関すること（農村計画課で所掌するものを除く。）。の項総合支庁課長専決事項の欄第2項中「第113条の3」を「第113条の4」に改め、同表建設部の項西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課の項土地改良法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項及び同部の項用地課の項土地改良法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「第87条の3第6項」を「第88条第6項」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第14号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成30年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定する区域

南陽市の行政区域のうち、次の図に示す区域（次の図は省略し、その図書を環境エネルギー部水大気環境課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項に規定する基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

山形県告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県立自然博物館の指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公の施設の名称 山形県立自然博物館

2 指定した団体 西村山郡西川町大字月山沢293番地3号
特定非営利活動法人エコプロ

3 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

山形県告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県志津野営場の指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公の施設の名称 山形県志津野営場

2 指定した団体 西村山郡西川町大字水沢2304番地
西川町総合開発株式会社

3 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

山形県告示第17号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
有限会社さくら商会	訪問看護ステーション さくら 長井市平山2782番地	訪 問 看 護	平成30. 1. 1

山形県告示第18号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成30年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅介護支援事業者の名称	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
合同会社アスパラ	居宅介護支援事業所 アスパラ 南陽市柵塚1837番地の1	居 宅 介 護 支 援	平成29.12.27

山形県告示第19号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
有限会社さくら商会	訪問看護ステーション さくら 長井市平山2782番地	介護予防訪問看護	平成30.1.1

山形県告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県国民宿舎竜山荘の指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県国民宿舎竜山荘
- 2 指定した団体 山形市緑町三丁目18番12号
株式会社東北ホテルシステムズ
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

山形県告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県国際交流センターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県国際交流センター
- 2 指定した団体 山形市城南町一丁目1番1号
公益財団法人山形県国際交流協会
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

山形県告示第22号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、地方臨時種畜検査に係る種畜証明書を次のとおり交付した。

平成30年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

証明書番号	家畜の 種 類	品 種	名 前	飼 養 者	
				住 所	名 称
31706990001	豚	デュロック種	ユメサクラエース フジ ヤマガタ 3 0007	酒田市浜中宇八 窪 1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
31706990002	豚	デュロック種	フューチャー フ ジ ヤマガタ 7 0008	酒田市浜中宇八 窪 1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
31706990003	豚	デュロック種	サリー フュー チャー シマクラ 9 0054	酒田市浜中宇八 窪 1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
31706990004	豚	ランドレー ス種	ルーク ガッサ ン ヤマガタ 1 0002	酒田市浜中宇八 窪 1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
31706990005	豚	大ヨーク シャー種	ミヤボク トミチ ク ヤマガタ 2 0004	酒田市浜中宇八 窪 1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場

山形県告示第23号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成30年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 解除に係る保安林の所在場所
最上郡戸沢村大字古口字板敷3764（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 保安林解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部林業振興課及び戸沢村役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第24号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成30年1月12日から同月26日まで縦覧に供する。

平成30年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 路 線 名 寒河江村山線
- 供用開始の区間 村山市楯岡中町1401番1から
同 まで
- 供用開始の期日 平成30年1月12日

山形県告示第25号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成30年1月12日から同月26日まで縦覧に供する。

平成30年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 道路の種類 県道

- 2 路線名 最上鬼首線
3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
最上郡最上町大字黒澤字花立山国有林1039林班く2小班から 同	まで	旧	6.6メートル } 5.3	12 メートル
同	上	新	7.8メートル } 5.3	同上

山形県告示第26号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成30年1月12日から同月26日まで縦覧に供する。

平成30年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 最上小野田線
3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
最上郡最上町大字富沢字大森国有林1063林班い小班から 同	まで	旧	5.5メートル } 5.1	10 メートル
同	上	新	7.3メートル } 5.1	同上
最上郡最上町大字富沢字大森国有林1055林班さ小班から 同	まで	旧	8.3メートル } 6.7	40 メートル
同	上	新	11.0メートル } 6.7	同上
最上郡最上町大字富沢字大森国有林1055林班せ小班から 同	まで	旧	9.2メートル } 5.5	6 メートル
同	上	新	9.2メートル } 5.5	同上

山形県告示第27号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成30年1月12日から同月26日まで縦覧に供する。

平成30年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 片倉塩線
3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
最上郡戸沢村大字角川字片倉1104番2から 同	1106番まで	旧	6.5メートル } 4.5	48 メートル
同	上	新	9.5メートル } 4.5	同上

山形県告示第28号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成30年1月12日から同月26日まで縦覧に供する。

平成30年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西郡居口線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡鮭川村大字曲川字大森外19国有林2032林班り小班から		旧	7.8メートル	15メートル
同	まで		7.1	
同	上	新	11.0メートル	同上
			7.1	

山形県告示第29号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成30年1月12日から同月26日まで縦覧に供する。

平成30年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 最上鬼首線
- 2 供用開始の区間 最上郡最上町大字黒澤字花立山国有林1039林班く2小班から
同 まで
- 3 供用開始の期日 平成30年1月12日

山形県告示第30号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成30年1月12日から同月26日まで縦覧に供する。

平成30年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 最上小野田線
- 2 供用開始の区間 最上郡最上町大字富沢字大森国有林1063林班い小班から
同 まで
最上郡最上町大字富沢字大森国有林1055林班さ小班から
同 まで
最上郡最上町大字富沢字大森国有林1055林班せ小班から
同 まで
- 3 供用開始の期日 平成30年1月12日

山形県告示第31号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成30年1月12日から同月26日まで縦覧に供する。

平成30年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 片倉塩線
- 2 供用開始の区間 最上郡戸沢村大字角川字片倉1104番2から
同 1106番まで
- 3 供用開始の期日 平成30年1月12日

山形県告示第32号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成30年1月12日から同月26日まで縦覧に供する。

平成30年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 西郡居口線
- 2 供用開始の区間 最上郡鮭川村大字曲川字大森外19国有林2032林班り小班から
同 まで
- 3 供用開始の期日 平成30年1月12日

山形県告示第33号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成30年1月12日から同月26日まで縦覧に供する。

平成30年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 酒田遊佐線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
酒田市千代田字諏訪面13番3から 同 2番3まで	旧	19.1メートル } 12.8	294メートル
同 上	新	19.2メートル } 13.9	同 上

山形県告示第34号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成30年1月12日から同月26日まで縦覧に供する。

平成30年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 酒田遊佐線
- 2 供用開始の区間 酒田市千代田字諏訪面13番3から
同 2番3まで
- 3 供用開始の期日 平成30年1月16日

山形県告示第35号

山形県景観条例（平成19年12月県条例第69号）第26条第1項の規定により、眺望景観資産を次のとおり指定した。

平成30年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定年月日
平成29年12月26日
- 2 名称
楯山からの金山の街並みと月山・葉山の眺め
- 3 視点
北緯38度53分5秒、東経140度20分28秒（楯山）
- 4 主たる対象物
金山の街並み及び月山と葉山

山形県告示第36号

山形県景観条例（平成19年12月県条例第69号）第26条第1項の規定により、眺望景観資産を次のとおり指定した。

平成30年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定年月日
平成29年12月26日
- 2 名称
大平展望台からの庄内平野と海岸の眺め
- 3 視点
北緯39度6分24秒、東経139度58分34秒（大平展望台）
- 4 主たる対象物
庄内平野及び海岸

山形県告示第37号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、悠創の丘の指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 悠創の丘
- 2 指定した団体 山形市七日町一丁目4番18号
悠創の丘企業共同体
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

山形県告示第38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、健康の森公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 健康の森公園
- 2 指定した団体 山形市富神台12番地
内外緑化株式会社
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成34年3月31日まで

山形県告示第39号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、最上中央公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 最上中央公園
- 2 指定した団体 新庄市金沢3072番地の2新庄市体育館内
一般財団法人新庄市体育協会
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成34年3月31日まで

山形県告示第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、第1酒田プレジャーボートスポット等の指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 第1酒田プレジャーボートスポット

- 第2酒田プレジャーボートスポット
- 2 指定した団体 酒田市大浜一丁目3番24号
酒田小型船舶安全協会
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

山形県告示第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、加茂港緑地等の指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 加茂港緑地
加茂レインボービーチ
- 2 指定した団体 鶴岡市末広町5番22号マリカ西館
一般財団法人鶴岡市開発公社
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

山形県告示第42号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県県営住宅等の指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県県営住宅
山形県すまい情報センター
- 2 指定した団体 山形市桜田東四丁目9番23号
株式会社西王不動産
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

山形県告示第43号

次の開発行為は、完了した。

平成30年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
平成29年8月17日 指令村総建第194号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
尾花沢市大字隴気字下隴気81番5、84番8、84番9、84番5、字浦山84番1、84番2
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
尾花沢市大字尾花沢1585番地3 株式会社伊藤商会

山形県告示第44号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び長井市役所において縦覧に供する。

平成30年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有置総建第337号
- 2 指定の場所 長井市小出字館南3921番1の一部、3921番3
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル
延長 131.74メートル
- 4 指定年月日 平成29年12月26日

山形県告示第45号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。
 なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び南陽市役所において縦覧に供する。

平成30年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有置総建第338号
- 2 指定の場所 南陽市三間通字桶越191番9、196番2の一部、196番2地先道の一部
- 3 道路の現況 幅員 4.00メートル
延長 35.00メートル
- 4 指定年月日 平成29年12月26日

山形県告示第46号

次の開発行為は、完了した。

平成30年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
平成29年12月18日 指令置総建第55号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
第2工区
南陽市宮内字黒木二1095番7の一部、1095番9の一部、1095番10の一部、1096番1、1096番3、1099番1、1099番2、1100番、1101番2、1102番1の一部、1102番2、1105番2の一部、1105番3の一部、1105番4の一部、1107番、1117番5、1118番1、1118番2、1119番1、1119番2、1095番2地先水の一部、1095番3地先道の一部、字一本杉二1191番2の一部、1191番5の一部、1192番2の一部、1194番1の一部、1194番4の一部、字一本杉三1212番11の一部、1212番14の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
山形市あこや町三丁目8番9号 株式会社ヤマザワ

山形県告示第47号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第5中	鶴岡信用金庫	鶴岡市馬場町1番14号	を
	本店		
	鶴岡信用金庫	鶴岡市本町二丁目6番25号	に改める。
	本店営業部		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館の指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年1月12日

山形県教育委員会
教育長 廣 瀬 渉

- 1 公の施設の名称 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館
- 2 指定した団体 東置賜郡高島町大字高島436番地
高島町
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

山形県教育委員会告示第2号

山形県文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）第4条第1項の規定により、山形県指定有形文化財として次のとおり指定する。

平成30年1月12日

山形県教育委員会
教育長 廣 瀬 渉

種 別	名 称	員 数	所 有 者	所 有 者 の 住 所
建造物の部	富山馬頭観音堂 附 宮殿一基、棟札 八枚	1 棟	東善院 奥山 東順	最上郡最上町富沢1378
絵画の部	絹本著色地藏十王像	1 幅	華藏院 代表役員 布施 智典	寒河江市大字慈恩寺字鬼越34
工芸品の部	熊本藩細川家九曜紋・ 庄内藩酒井家酢漿草紋 入り雛道具 一式 附 雛道具揃覚 一通	362点	公益財団法人 致道博物館 代表理事 酒井 忠久	鶴岡市家中新町10-18

山形県教育委員会告示第3号

平成13年5月県教育委員会告示第10号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成30年1月12日

山形県教育委員会
教育長 廣 瀬 渉

「教育庁総務課」

を

「教育庁教職員課」

に改める。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第1号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。
平成30年1月12日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊 谷 誠

2 老人ホームの項の表中 「 ケアハイツ西川 // 西川町大字海味548 」 を

地域密着型特別養護老人ホーム 眺葉の家	//	谷地字東685番地	に改める。
ケアハイツ西川	//	西川町大字海味548	

山形県選挙管理委員会告示第2号

平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号（公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設）の一部を次のように改正する。
平成30年1月12日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊 谷 誠

「 // 山形市本沢コミュニティセンター」を 「 // 山形市本沢コミュニティセンター // 山形市総合福祉センター交流ホール」 に改める。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成30年1月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
平成29年12月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名 称
特定非営利活動法人みさと田園空間クリエイターズ
 - (2) 代表者の氏名
櫻井 政登
 - (3) 主たる事務所の所在地
天童市大字寺津1410番地
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、年齢・地域を限定しないあらゆる市民を対象として、農業・農村を中心とした多面的機能の保全及び振興を図る活動に関する事業を行うために各種団体や住民組織等と連携を図り、維持・発揮を支え、水と美田とその風景、人のつながりによって創られた農業・農村をより多くの方々とともに守り育て伝えていくことで、心身共に豊かな地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

平成30年1月12日印刷 発行所 山形県庁
平成30年1月12日発行 発行人 山形県